

# 友の会モデル約款

令和7年2月

友の会モデル約款検討部会

## 友の会モデル約款

### 1 モデル約款

〇〇〇友の会の契約約款<会則>を十分お読みいただいた上お申し込みください。

訪問販売で友の会の入会をお申し込みいただいた場合のクーリング・オフのお知らせ

- 1 入会者は、この契約約款<会則>を受領した日から起算して8日間は、第1条に規定する「友の会会社」宛に書面又は電磁的記録による通知をすることにより、この入会の撤回(以下「クーリング・オフ」といいます。)をすることができます。
- 2 入会者が、友の会会社がクーリング・オフに関して不実を告げたことにより誤認し、又は友の会会社が威迫したことにより困惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合には、入会者は、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日から起算して8日間は、前項と同様の方法により、クーリング・オフをすることができます。
- 3 クーリング・オフの効力は、クーリング・オフをする旨の書面(ハガキ、封書)を発送した時又は電磁的記録による通知を発信した時に生じます。
- 4 この入会がクーリング・オフされた場合、既にお支払いされている予約金等は遅滞なく全額お返しします。予約金等の返還に必要な費用は、友の会会社が負担します。
- 5 入会者は、クーリング・オフをした場合、友の会会社に対し損害賠償又は違約金を支払う必要はありません。

〇〇〇友の会の契約約款<会則> 株式会社〇〇〇友の会

#### 第1条 名称等

本会の名称は〇〇〇友の会と称します。本会は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の株式会社〇〇〇友の会が運営します。

#### 第2条 目的

本会は、株式会社〇〇〇をご愛顧くださる日本国内居住の個人会員のお買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

### 第3条 特典

- 1 会員は本会が定める特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催物にも参加いただけます。
- 2 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して積立金<会費>を払い込みいただいた会員ご本人に限ります。

### 第4条 入会、積立方法及び領収書<受領書>の発行

- 1 本会へ入会ご希望のお客様は、書面(入会申込書)又はインターネット等の本会所定の方法により入会を申し込むとともに、予約金として第1回分の積立金<会費>相当額をお積み立ていただき、本会が入会を認めたときに入会及び契約成立とします。
- 2 契約成立とともに、予約金は第1回分の積立金<会費>とし、契約金額<積立金総額>から第1回分を除いた残高については、下表に記載されている内容に基づき本会へ払い込みいただきます。なお、積立途中でのコース変更及び1口の契約金額<積立金総額>の変更はできません。

コース名	1口の契約金額<積立金総額>	毎月の積立金<会費>	積立ての期間及び回数	払込方法	払込期限
ボーナスコース	××××円	×××円	1ヵ年12回	当会窓口持参、 金融機関での 預金口座自動振替	毎月末日まで
〇〇〇〇コース	××××円	×××円	1ヵ年12回		

- 3 払い込みいただいた積立金<会費>については、所定の領収書を積立金<会費>払込みの都度、発行します。金融機関をご利用の場合は、通帳記帳又は入出金明細をもって、領収書に代えさせていただきます。領収書は、お買物券<お買物カード>をお渡しするまで保管願います。
- 4 金融機関等への預金と異なり、払い込みいただいた積立金<会費>に、利息は発生いたしません。

### 第5条(契約約款<会則>の交付・再交付)

- 1 本会は、入会申込みの際に、この契約約款<会則>を入会ご希望のお客様に交付します。書面(入会申込書)により入会申込みをされた方には書面により、インターネット等の方法により入会申込みをされた方には電子メールによって、この契約約款<会則>を交付しま

す。この契約約款<会則>は、契約条件等が記載されたものですので、大切に保管してください。

- 2 この契約約款<会則>を紛失等された場合には、申し出により、所定の手続きを行い、速やかにこの契約約款<会則>を再交付いたします。その場合、再交付1件につき〇〇〇円(うち税〇〇円。ただし、税額は平成〇年〇月〇日現在の税率による。)の手数料をいただきます。

#### 第6条 会員証

- 1 契約成立により会員となられた方には会員証をお渡しします。会員証は商品等と引き換えの際及び各種特典をお受けになる際並びに各種手続きをする際等に必要となりますので、大切に保管してください。なお、解約による返金の際には、会員証をご返却ください。
- 2 会員証の紛失、盗難又は破損の場合には、申し出により、所定の手続きを行い、会員証の再発行をいたします。その場合、再発行1件につき〇〇〇円(うち税〇〇円。ただし、税額は平成〇年〇月〇日現在の税率による。)の手数料をいただきます。なお、再発行時に旧会員証は無効とします。

#### 第7条 本人確認

各種手続きにおいて、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの(運転免許証等の公的身分証明書)の提示を求めることがあります。また、会員ご本人以外の方が各種手続きをされる場合は、委任状等本会が定める書類を提出していただきます。

#### 第8条 住所変更等の届け出

- 1 入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等についてご変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。この届け出がない場合には、本会への届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。また、住所等が変更となり、本会に届け出がない場合には、お買物券<お買物カード>のお渡し等ができない場合もありますので、ご注意ください。
- 2 会員は、本会が認めた場合を除き、この契約に基づく権利を譲渡し、又は名義変更を行うことはできません。

#### 第9条 お買物券<お買物カード>のお渡し等

- 1 積立期間の最終月(満期)まで毎月継続して積立金<会費>を払い込みいただき、契約金額<積立金総額>の積立てが完了したときに、満期のご案内を行います。満期のご案内は、払込方法が本会窓口持参の場合は本会窓口、金融機関ご利用の場合には郵送にて行います。

- 2 本会は、契約金額<積立金総額>の積立てが完了したときに、以下のとおり、お買物券<お買物カード>等をお渡しいたします。
- (ア) ボーナスコースの場合、××××円にボーナス××××円を加えた合計××××円相当のお買物券<お買物カード>をお渡しします。
  - (イ) ○○○○コースの場合、××××円相当のお買物券<お買物カード>をお渡しし、○○○○(注：観劇の場合は所定の日を観劇)にご招待致します。
- 3 お買物券<お買物カード>は、契約金額<積立金総額>の積立てが完了したときは、満期後1ヶ月以内の一定日以後に所定の手続(会員証及び満期のご案内の提示等)により、友の会窓口にてお渡しします。なお、お渡ししたお買物券<お買物カード>は、本会が認めた場合を除き、他人への譲渡はできません。また、商品等に引き換えるまでは、盗難・紛失等に十分ご注意の上大切に保管してください。万一、災害等に見舞われた場合には、その理由が正当かつ妥当なものと認められる場合に限り、所定の手続と期間にて再発行を承ります。

#### 第10条 商品引き換え等

お買物券<お買物カード>及び会員証<会員証カード>をご提示いただければ、株式会社○○○における取扱商品等のうち、お買物券<お買物カード>の記載金額に相当する商品等と引き換えます。ただし、次の商品等のご利用除外となります。

○○、○○及び○○等本会が定めるもの(詳細は、友の会窓口にお問合せください。)

#### 第11条 解約等

- 1 この契約は、会員の申し出により、解約することができます。
- 2 本会は会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。
  - (ア) 第2回以降の積立金<会費>の払込みについて、本会の定める期間(払込期日より1ヶ月)を超えて遅滞されたため本会より20日以上相当の期間を定め払込書面にて催告したにもかかわらず、その期間内に払い込みいただけなかったとき
  - (イ) 入会申込書その他の届け出に虚偽の記載があったとき
  - (ウ) この契約約款<会則>のいずれかに違反されたとき
  - (エ) 暴力団、総会屋等又はこれらに準じる反社会的勢力の構成員若しくは準構成員である等の関わり合いが判明したとき
- 3 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消その他本会の責に帰すべき事由により、入会の目的を達することが不可能になった場合には、この契約を解約することができます。
- 4 解約手続は、ご本人確認のため、原則として友の会窓口にて行います。その際には会員証<会員証カード>が必要となります。

## 第12条 解約に伴う積立金<会費>等の精算

1 この契約が前条第1項又は第2項により解約された場合、会員は、第1項の解約の申し出の日又は第2項の催告期間の終了の日から〇〇日以内(この項においては「解約精算期間」といいます。)に、次の(ア)又は(イ)の金額を遅滞なく本会から受領することができます。なお、既に払い込みいただいた積立金<会費>の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求がない場合には消滅するものとします。

(ア) 積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた積立金<会費>に相当する額の現金から契約の締結及び解約等のために通常要する費用として〇〇〇円を控除した額

(イ) 積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後のお買物券<お買物カード>残高から特典相当額を差し引き、さらに契約の締結及び解約等のために通常要する費用として〇〇〇円を控除した額(なお、この場合、会員は、特典の利益を享受していただけないこととなりますので、ご了承ください。)

2 この契約が前条第3項により解約された場合、会員は、次の(ア)又は(イ)の金額を遅滞なく本会から受領することができます。

(ア) 積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた積立金<会費>の額及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金

(イ) 積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後のお買物券<お買物カード>残高、及びその残高から特典相当額を差し引いた額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金

## 第13条 営業保証金及び前受金保全措置等

1 本会は、割賦販売法に基づき、会員が払い込みいただいた積立金<会費>及び契約金額<積立金総額>に相当する商品等に引き換えされていないお買物券<お買物カード>の合計額の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じることが義務付けられており、次の機関と営業保証金(及び前受業務保証金)の供託及び供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。

営業保証金(及び前受業務保証金) 〇〇〇〇機関名 所在地

供託委託契約の受託者 〇〇〇〇機関名 所在地

ただし、上記機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会窓口又は友の会会社事務所まで直接お問合わせください。

2 会員は、既に払い込みいただいた積立金<会費>又は商品等に引き換えされていないお買物券<お買物カード>の額について、割賦販売法に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

#### 第14条 個人情報の利用等

- 1 本会は、この契約約款<会則>に基づき、商品の売買等の取次ぎ業務及び会員あての各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の個人情報(入会の際に届け出いただいた氏名、住所、契約番号、契約コース名、前受金残高、年齢、生年月日、e-mailアドレス、お買物券の利用状況等に関する情報)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。
- 2 本会と個人情報の提供に関する契約を締結したグループ会社は、会員あてに各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の同意の上で、個人情報を利用致します。ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めすることができます。
- 3 本会は、前項に定める場合及び次のいずれかに該当する場合を除き、会員の個人情報を第三者に提供いたしません。
  - (ア) 会員の同意を得た場合
  - (イ) 各種関係法令の規定に基づき、公的機関等から開示、提供を求められた場合
  - (ウ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、会員同意を得ることが困難であるとき
  - (エ) その他法令に定める場合
- 4 会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報又は第三者提供記録を開示するよう求めることができます。個人情報の開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。また、個人情報保護法上の手続違反があった場合、本会において会員の個人情報を利用する必要がなくなった場合、個人情報の漏えいが生じた場合その他会員の権利又は正当な利益が害される場合には、利用停止、消去又は第三者提供の停止を求めることができます。
- 5 各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除、利用停止、消去、第三者提供停止等の会員の個人情報に関するお問合せは、下記の当社〇〇部までお願いします。

〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 1-1-1

TEL 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

#### 第15条 反社会的勢力の排除

- 1 会員は、会員が現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものといたします。
  - (ア) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (イ) 暴力団準構成員

(ウ) 暴力団関係企業の役職員

(エ) 総会屋、会社ゴロ等

(オ) 社会運動・政治活動等標ぼうゴロ

(カ) 特殊知能暴力集団等

(キ) 前各号の共生者

(ク) 日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

(ケ) その他前各号に準じる者

2 会員は、自ら又は第三者を利用して本会又は本会の提携先(以下、「本会等」と表記)に対し、次の各号のいずれかに該当する行為を行っていないことを表明し、かつ将来にわたっても行わないことを確約するものといたします。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて本会等の信用を毀損し、又は本会等の業務を妨害する行為

(オ) その他前各号に準ずる行為

3 本会は、会員が第1項又は前項に違反していると疑われる場合には、会員証又はお買物券<お買い物カード>の利用を一時停止できるものとします。また、本会は、会員に対し当該事項に関する報告を求めることができるものとし、当該事項が事実であると判明した場合又は合理的期間内に報告書の提出がない場合は、この契約を解約し、又は会員資格を取り消すことができるものとします。

4 本会は、前項の規定に基づく利用停止、契約の解約又は会員資格の取消しに起因して会員に生じたいかなる損害についても、一切その責任を負わないものとします。また、会員が第1項又は第2項に違反したことにより本会に損害が生じたときは、本会は、会員に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第16条 営業地域

本会の営業地域は次のとおりとします。

〇〇、〇〇及び〇〇

#### 第17条 友の会に関するご相談窓口

本会に関するお問合せ、苦情等はご入会された友の会窓口又は友の会会社事務所に承ります。

株式会社〇〇〇友の会事務所

〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 1-1-1

TEL 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

許可番号、経済産業大臣許可、友第〇〇〇〇号

この契約約款<会則>は、〇年〇月〇日から適用します。

## 2 モデル約款の位置づけ

このモデル約款は一般的な友の会の実務を想定したものであり、あらゆる形態の実務を想定し、そのすべてに対して適用することを意図したものではない。そのため、事業者は、このモデル約款を参照しつつも、必ずしもこの規定に縛られず、法令に準拠する形で自社の商品設計に応じた約款を作成することをもとより否定するものではない。

## 3 モデル約款の解説

### 【前文】

〇〇〇友の会の契約約款<会則>を十分お読みいただいた上お申し込みください。

訪問販売で友の会の入会をお申し込みいただいた場合のクーリング・オフのお知らせ

- 1 入会者は、この契約約款<会則>を受領した日から起算して8日間は、第1条に規定する「友の会会社」宛に書面又は電磁的記録による通知をすることにより、この入会の撤回(以下「クーリング・オフ」といいます。)をすることができます。
- 2 入会者が、友の会会社がクーリング・オフに関して不実を告げたことにより誤認し、又は友の会会社が威迫したことにより困惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合には、入会者は、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日から起算して8日間は、前項と同様の方法により、クーリング・オフをすることができます。
- 3 クーリング・オフの効力は、クーリング・オフをする旨の書面(ハガキ、封書)を発送した時又は電磁的記録による通知を発信した時に生じます。
- 4 この入会がクーリング・オフされた場合、既にお支払いされている予約金等は遅滞なく全額お返しします。予約金等の返還に必要な費用は、友の会会社が負担します。

5 入会者は、クーリング・オフをした場合、友の会会社に対し損害賠償又は違約金を支払う必要はありません。

〇〇〇友の会の契約約款<会則> 株式会社〇〇〇友の会

#### 【解説】

約款に用いる文字及び数字

友の会は、割賦販売法上の前払式特定取引に該当し、その約款の基準が法定されているため(割賦販売法 35 条の 3 の 62 が準用する同法 19 条、割賦販売法施行規則 123 条)、友の会の約款は当該法律上の基準を満たす必要がある。

割賦販売法上、約款に用いる文字及び数字は、日本工業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさで記載しなければならないとされている(割賦販売法施行規則 123 条 2 項)。また、約款を十分に読むべき旨は、赤字・赤枠で日本工業規格 Z8305 に規定する 10 ポイント以上の大きさで記載しなければならないので(割賦販売法施行規則 123 条 2 項)、この点に留意が必要である。

なお、法律上、「前払式特定取引約款」、「契約金額」、「各回ごとの支払金額」、「領収書」等の用語が用いられているが、お客様へのわかりやすさの観点から、内容が異ならない限り、他の用語を用いることも可能である。

そこで、「契約約款」を「会則」、「契約金額」を「積立金総額」、「各回ごとの支払金額」を「積立金」又は「会費」、「領収書」を「受領書」に変更することも可能であり、本モデル約款では、各事業者が用語を選択できるよう、<>で他の用語を記載している。

特定商取引法の規制

#### ①訪問販売で入会を受け付ける場合

訪問販売で入会を受け付ける場合には、訪問販売に係る書面交付が必要となる(特定商取引法 4 条)。

また、友の会の入会を撤回(クーリング・オフ)できること等について、赤枠の中に赤字で記載しなければならない(特定商取引法 4 条、同施行規則 6 条)。

モデル約款の「訪問販売で友の会の入会をお申し込みいただいた場合のクーリング・オフのお知らせ」部分の記載は、訪問販売で入会を受け付ける場合の記載事項であるため、訪問販売を予定していない事業者は、当該部分の記載は不要である。

#### ②インターネットで入会(継続)を受け付ける場合

インターネットで友の会の入会(継続)を受け付ける場合には、通信販売に係る

特定商取引法の広告規制が及ぶため、留意が必要である。

#### 【第1条】

##### 第1条 名称等

本会の名称は〇〇〇友の会と称します。本会は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の株式会社〇〇〇友の会が運営します。

#### 【第2条】

##### 第2条 目的

本会は、株式会社〇〇〇をご愛顧くださる日本国内居住の個人会員のお買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

#### 【第3条】

##### 第3条 特典

- 1 会員は本会が定める特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催物にも参加いただけます。
- 2 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して積立金〈会費〉を払い込みいただいた会員ご本人に限ります。

#### 【解説】

友の会は、会員本人による特典の利用を予定するものであるため、モデル約款では、第3条第2項において、特典を受けられる会員を「積立金〈会費〉を払い込みいただいた会員ご本人」としている。

もっとも、友の会に係る権利の譲渡やそれに伴う名義変更が法律上禁止されているわけではなく、事業者によっては、一定の場合に会員の名義変更を認めることも考えられる。なお、このモデル約款では、事業者が認めた場合を除き、友の会に係る権利の譲渡や名義変更ができない旨を第8条第2項に規定している。

#### 【第4条】

##### 第4条 入会、積立方法及び領収書〈受領書〉の発行

- 1 本会へ入会ご希望のお客様は、書面（入会申込書）又はインターネット等の本会所定の方法により入会を申し込むとともに、予約金として第1回分の積立金〈会費〉相当額をお積み立ていただき、本会が入会を認めたときに入会及び契約成立とします。
- 2 契約成立とともに、予約金は第1回分の積立金〈会費〉とし、契約金額〈積立金総額〉から第1回分を除いた残高については、下表に記載されている内容に基づき本会

へ払い込みいただきます。なお、積立途中でのコース変更及び1口の契約金額<積立金総額>の変更はできません。

コース名	1口の契約金額<積立金総額>	毎月の積立金<会費>	積立ての期間及び回数	払込方法	払込期限
ボーナスコース	××××円	×××円	1ヵ年12回	当会窓口持参、 金融機関での 預金口座自動振替	毎月末日まで
〇〇〇〇コース	××××円	×××円	1ヵ年12回		

3 払い込みいただいた積立金<会費>については、所定の領収書を積立金<会費>払込みの都度、発行します。金融機関をご利用の場合は、通帳記帳又は入出金明細をもって、領収書に代えさせていただきます。領収書は、お買物券<お買物カード>をお渡しするまで保管願います。

4 金融機関等への預金と異なり、払い込みいただいた積立金<会費>に、利息は発生いたしません。

**【解説】**

本条は、友の会の入会申込み及び予約金の払込みに関する方法を定めるとともに、友の会の入会・契約成立時期について定めた規定である。窓口での申込みのほか、インターネットによる申込みを想定した規定となっている。

**【第5条】**

第5条(契約約款<会則>の交付・再交付)

1 本会は、入会申込みの際に、この契約約款<会則>を入会ご希望のお客様に交付します。書面(入会申込書)により入会申込みをされた方には書面により、インターネット等の方法により入会申込みをされた方には電子メールによって、この契約約款<会則>を交付します。この契約約款<会則>は、契約条件等が記載されたものですので、大切に保管してください。

2 この契約約款<会則>を紛失等された場合には、申し出により、所定の手続きを行い、速やかにこの契約約款<会則>を再交付いたします。その場合、再交付1件につき〇〇〇円(うち税〇〇円。ただし、税額は平成〇年〇月〇日現在の税率による。)の手数料をいただきます。

**【解説】**

第5条は、契約約款<会則>の交付・再交付に関する規定である。「交付の時期」及び「交付の方法」が記載されていれば、事業者の判断により、これと異なる時期や方法とすることも可能である。

なお、再交付の手数料は、再交付に通常要する費用の範囲内で設定する必要がある。

また、モデル約款は、再交付の手数料を徴求する場合の記載例としているが、再交付の手数料を徴求しない場合は、第2項の後半部分「その場合、再交付1件につき〇〇〇円(うち税〇〇円。ただし、税額は平成〇年〇月〇日現在の税率による。)の手数料をいただきます。」の規定は不要である。

## 【第6条】

### 第6条 会員証

- 1 契約成立により会員となられた方には会員証をお渡しします。会員証は商品等と引き換えの際及び各種特典をお受けになる際並びに各種手続をする際等に必要となりますので、大切に保管してください。なお、解約による返金の際には、会員証をご返却ください。
- 2 会員証の紛失、盗難又は破損の場合には、申し出により、所定の手続を行い、会員証の再発行をいたします。その場合、再発行1件につき〇〇〇円(うち税〇〇円。ただし、税額は平成〇年〇月〇日現在の税率による。)の手数料をいただきます。なお、再発行時に旧会員証は無効とします。

## 【解説】

第6条は、会員証の交付に関する規定である。モデル約款は、入会時に会員証を、満期時にお買物券をお渡しするケースを想定しているが、満期後にお買い物カードとして利用できる磁気カード型の会員証カードを交付する場合は次のとおりとすることが考えられる。

### 第6条 会員証(会員証兼お買物カード)

- 1 契約成立により会員となられた方には会員証カードをお渡しします。会員証カードは第9条に規定されるチャージ後に商品等とお引き換えできるお買物カードとしてご利用ができます。また、会員証カードは、商品等と引き換えの際及び各種特典をお受けになる際並びに各種手続をする際等に必要となりますので大切に保管してください。なお、解約による返金の際及び商品等にお引き換えになられて残高が0円となった際は、会員証カードをご返却ください。
- 2 会員証カードの紛失、盗難又は破損の場合には、申し出により、所定の手続を行い、会員証カードの再発行をいたします。その場合、再発行1件につき〇〇〇円(うち税〇〇円。ただし、税額は平成〇年〇月〇日現在の税率による。)の手数料をいただきます。なお、その場合は、旧会員証カードは無効とします。また、会員証カードの紛失又は盗難により、商品等とお引き換えできるお買物カードの残高を失われた場合には、本会はその責任を負いませんので、ご了承ください。

## 【第7条】

### 第7条 本人確認

各種手続において、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの(運転免許証等の公的身分証明書)の提示を求めることがあります。また、会員ご本人以外の方が各種手続をされる場合は、委任状等本会が定める書類を提出していただきます。

## 【第8条】

### 第8条 住所変更等の届け出

- 1 入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等についてご変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。この届け出がない場合には、本会への届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。また、住所等が変更となり、本会に届け出がない場合には、お買物券<お買物カード>のお渡し等ができない場合もありますので、ご注意ください。
- 2 会員は、本会が認めた場合を除き、この契約に基づく権利を譲渡し、又は名義変更を行うことはできません。

## 【解説】

第3条第2項に規定するとおり、友の会は会員本人による特典の利用を予定しているが、事業者によっては、相続等による会員の地位の移転を認める取扱いをすることも可能である。

そのため、モデル約款においては、「本会が認めた場合を除き」として、事業者の判断により、一定の場合に、権利の譲渡及び名義変更ができる余地を残している。

なお、名義変更については、本モデル約款の条項の他に、以下の条項案が考えられるところであり、各条項案を参考に、各事業者は自社の商品設計に応じて規定することができる。

### (条項案)

- 2 会員は、相続等本会が認める場合には、本会所定の方法により、この契約に基づく権利の譲渡及び名義変更を行うことができます。
- 3 前項の場合を除き、会員は、この契約に基づく権利を譲渡し、又は名義変更を行うことはできません。

また、名義変更を認める場合、会員管理を適切に行い、旧名義人と新名義人との間でトラブルが生じないよう手続を厳格に進める必要があることに留意しなければならない。また、名義変更の手続については、約款又は説明資料等に具体的に明示することが望ましい。

## 【第9条】

### 第9条 お買物券<お買物カード>のお渡し等

- 1 積立期間の最終月(満期)まで毎月継続して積立金<会費>を払い込みいただき、契約金額<積立金総額>の積立が完了したときに、満期のご案内を行います。満期のご案内は、払込方法が本会窓口持参の場合は本会窓口、金融機関ご利用の場合には郵送にて行います。
- 2 本会は、契約金額<積立金総額>の積立が完了したときに、以下のとおり、お買物券<お買物カード>等をお渡しいたします。
  - (ア) ボーナスコースの場合、××××円にボーナス×××円を加えた合計××××円相当のお買物券<お買物カード>をお渡しします。
  - (イ) ○○○○コースの場合、××××円相当のお買物券<お買物カード>をお渡しし、○○○○(注:観劇の場合は所定の日に観劇)にご招待致します。
- 3 お買物券<お買物カード>は、契約金額<積立金総額>の積立が完了したときは、満期後1ヶ月以内の一定日以後に所定の手続(会員証及び満期のご案内の提示等)により、友の会窓口にてお渡しします。なお、お渡ししたお買物券<お買物カード>は、本会が認めた場合を除き、他人への譲渡はできません。また、商品等に引き換えるまでは、盗難・紛失等に十分ご注意の上大切に保管してください。万一、災害等に見舞われた場合には、その理由が正当かつ妥当なものと認められる場合に限り、所定の手続と期間にて再発行を承ります。

## 【解説】

第9条では、満期のご案内の方法、お買物券<お買物カード>のお渡し方法を規定している。各事業者は、モデル約款の記載を参考に、満期のご案内の方法、お買物券<お買物カード>のお渡し方法を記載する必要がある。また、ネット上での認証コード登録を行う場合には、当該手続に対応した規定とする必要がある。

なお、商品券を取り扱う場合には、第2項(ア)において、以下のなお書きを追加すること。

なお、(株)○○○発行の商品券に引換えを希望する場合は、×××円相当の商品券にお引き換えします。

また、磁気カード媒体事業者の場合、本条第4項及び第5項として、以下の規定を追加すること。

- 4 会員は、お買物カードを安全にご利用いただくために、お買物ご利用限度額を設定することができます。
- 5 本会は、違法又は不正な目的によるお買物カードの利用のおそれがあるときは、一時的にお買物カードの利用を停止する場合があります。

## 【第10条】

### 第10条 商品引き換え等

お買物券<お買物カード>及び会員証<会員証カード>をご提示いただければ、株式会社〇〇〇における取扱商品等のうち、お買物券<お買物カード>の記載金額に相当する商品等と引き換えます。ただし、次の商品等のご利用除外となります。

〇〇、〇〇及び〇〇等本会が定めるもの(詳細は、友の会窓口にお問合せください。)

### 【解説】

割賦販売法上、前払式特定取引(友の会)は商品の売買の取次ぎが対象であるが、友の会契約における取次対象として商品に加え、役務(サービス)(ただし、冠婚葬祭に係る指定役務を除く。以下同じ。)及び商品券を追加することが容認されている(平成7年通達)。そのため、お買物券<お買物カード>の利用は、商品に限定されておらず、役務(サービス)及び商品券への利用も可能である。

そこで、モデル約款では「取扱商品等」としているが(「等」に役務が含まれる。)、役務(サービス)の利用が具体的に想定されるのであれば、約款に記載することが望ましい。この場合、「株式会社〇〇における取扱商品及び取扱役務等」という包括的な表現も認められる。

また、利用除外となるものについては、その主要なもの(商品及び役務サービス)を列記し、詳細は相談窓口にお問い合わせいただく旨を記載すること。

商品券を取り扱う場合であって、引換えの比率が100%以外の場合は、なお書きを挿入すること。

なお、(株)〇〇〇発行の商品券へのお引換えの場合は、お買物券の記載金額の〇%相当の商品券とのお引換えとなります。

契約金額<積立金総額>以外に会員が支払うべき金額がある場合は、なお書きを挿入すること。

(例:観劇コースで別途代金を徴収する場合)

なお、観劇コースにつきましては、観劇券へのお引換時に、ご希望の観劇に応じた差額をいただくことがあります。その際には、観劇券への引換前に差額の決定についてご説明し、会員のご確認をいただきます。

通販・EC 決済事業者の場合、第2項として、次の規定を入れること。また、暗証番号の登録方法や注意点などは、登録の際の書面又はインターネット上の表示で、注意喚起すること。

2 会員は、あらかじめ所定の方法により暗証番号その他本会所定の事項を本会に届け出て、暗証番号を登録することにより、株式会社〇〇が運営する通信販売及びインターネットショッピングサイトにおける商品のご購入にお買物カードをご利用いただくこと

ができます。ただし、一部の商品等のご利用除外となります。

## 【第11条】

### 第11条 解約等

- 1 この契約は、会員の申し出により、解約することができます。
- 2 本会は会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。
  - (ア) 第2回以降の積立金<会費>の払込みについて、本会の定める期間(払込期日より1ヶ月)を超えて遅滞されたため本会より20日以上相当の期間を定め払込書面にて催告したにもかかわらず、その期間内に払い込みいただけなかったとき
  - (イ) 入会申込書その他の届け出に虚偽の記載があったとき
  - (ウ) この契約約款<会則>のいずれかに違反されたとき
  - (エ) 暴力団、総会屋等又はこれらに準じる反社会的勢力の構成員若しくは準構成員である等の関わり合いが判明したとき
- 3 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消その他本会の責に帰すべき事由により、入会の目的を達することが不可能になった場合には、この契約を解約することができます。
- 4 解約手続は、ご本人確認のため、原則として友の会窓口にて行います。その際には会員証<会員証カード>が必要となります。

### 【解説】

本条は、契約の解約に関する規定であり第4項のように、解約に必要な各事業者の手続及び方法について記載する必要がある。また、郵送による解約の受付が可能である場合には、解約に必要な書類及び郵送先等を記載すること。

なお、友の会窓口での解約の受付を原則とする場合であっても、会員の利便性を十分考慮し、ケースバイケースで柔軟に対応すべきことに留意すること。

## 【第12条】

### 第12条 解約に伴う積立金<会費>等の精算

- 1 この契約が前条第1項又は第2項により解約された場合、会員は、第1項の解約の申し出の日又は第2項の催告期間の終了の日から〇〇日以内(この項においては「解約精算期間」といいます。)に、次の(ア)又は(イ)の金額を遅滞なく本会から受領することができます。なお、既に払い込みいただいた積立金<会費>の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求がない場合には消滅するものとします。

- (ア) 積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた積立金<会費>に相当する額の現金から契約の締結及び解約等のために通常要する費用として〇〇〇円を控除した額

(イ) 積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後のお買物券<お買物カード>残高から特典相当額を差し引き、さらに契約の締結及び解約等のために通常要する費用として〇〇〇円を控除した額(なお、この場合、会員は、特典の利益を享受していただけないこととなりますので、ご了承ください。)

2 この契約が前条第3項により解約された場合、会員は、次の(ア)又は(イ)の金額を遅滞なく本会から受領することができます。

(ア) 積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた積立金<会費>の額及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金

(イ) 積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後のお買物券<お買物カード>残高、及びその残高から特典相当額を差し引いた額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金

#### 【解説】

##### 第1項

会員の申し出により契約を解除(解約)する場合の金銭の払戻日数は、赤字・赤字で日本工業規格Z8305に規定する10ポイント以上の大きさと記載しなければならない(割賦販売法施行規則123条2項)。また、「〇〇日」は、45日を超えない一定の日数を記載のこと(割賦販売法施行規則123条1項2号表8)。

モデル約款は、解約手数料を徴求する場合の記載例としているが、解約手数料を徴求しない場合の第1項の記載は次のとおりとなる。

#### 第12条 解約に伴う積立金<会費>等の精算

1 この契約が前条第1項又は第2項により解約された場合、会員は、第1項の解約の申し出の日又は第2項の催告期間の終了の日から〇〇日以内(この項においては「解約精算期間」といいます。)に、次の(ア)又は(イ)の金額を遅滞なく本会から受領することができます。なお、既に払い込みいただいた積立金<会費>の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求がない場合には消滅するものとします。

(ア) 積立期間満了前の場合には、既に払い込みいただいた積立金<会費>に相当する額の現金

(イ) 積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えられた後のお買物券<お買物カード>残高から特典相当額を差し引いた額の現金(なお、この場合、会員は、特典の利益を享受していただけないこととなりますので、ご了承ください。)

また、事業者は、会員からの解約の申し出に対し、会員の希望があった場合など会員の

同意があることを前提として、積立金<会費>に相当する額のお買物券<お買物カード>を交付することもできる。この場合、解約対応ではないため、交付したお買物券<お買物カード>相当分については引き続き保全する義務がある。

なお、モデル約款は、ボーナス相当分の総額を控除する規定としているが、特定付与割合で控除する場合は次の規定を挿入すること。

なお、(イ)の場合、特典相当額は、商品等にお引き換えされていないお買物券<お買物カード>の額に特典付与割合を勘案して〇〇を乗じた額(百円未満切捨)として計算させていただきます。

## 第2項

事業者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合、事業者は、遅滞なく、支払済金額に法定利率を乗じた額以上の額を払い戻す必要があるとされている(割賦販売法施行規則123条1項2号表8)。この点、法定利率は、2020年3月31日までは年6%の商事法定利率が適用されていたが、2020年4月1日施行の改正民法により、2020年4月1日以降は、解約の効力発生日の法定利率が適用される(民法404条、商法514条、改正民法附則第17条)。

## 【第13条】

### 第13条 営業保証金及び前受金保全措置等

1 本会は、割賦販売法に基づき、会員が払い込みいただいた積立金<会費>及び契約金額<積立金総額>に相当する商品等に引き換えされていないお買物券<お買物カード>の合計額の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じることが義務付けられており、次の機関と営業保証金(及び前受業務保証金)の供託及び供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。

営業保証金(及び前受業務保証金)      〇〇〇〇機関名      所在地

供託委託契約の受託者                      〇〇〇〇機関名      所在地

ただし、上記機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会窓口又は友の会会社事務所まで直接お問い合わせください。

2 会員は、既に払い込みいただいた積立金<会費>又は商品等に引き換えされていないお買物券<お買物カード>の額について、割賦販売法に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

## 【解説】

前受金保全措置が義務付けられている旨は、赤字・赤枠で日本工業規格Z8305に規定する10ポイント以上の大きさとされている(割賦販売法施行規則123条2項)。

なお、第2項は、次のように規定することもできる。

2 本会が倒産、破産等により前条第2項の支払が不能となった場合に、会員は、既に払い込みいただいた積立金<会費>又は商品等にお引き換えされていないお買物券<お買物カード>の額について、割賦販売法に基づき、第1項に規定する営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

#### 【第14条】

##### 第14条 個人情報の利用等

- 1 本会は、この契約約款<会則>に基づき、商品の売買等の取次ぎ業務及び会員あての各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の個人情報(入会の際に届け出いただいた氏名、住所、契約番号、契約コース名、前受金残高、年齢、生年月日、e-mailアドレス、お買物券の利用状況等に関する情報)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。
- 2 本会と個人情報の提供に関する契約を締結したグループ会社は、会員あてに各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の同意の上で、個人情報を利用致します。ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。
- 3 本会は、前項に定める場合及び次のいずれかに該当する場合を除き、会員の個人情報を第三者に提供いたしません。
  - (ア) 会員の同意を得た場合
  - (イ) 各種関係法令の規定に基づき、公的機関等から開示、提供を求められた場合
  - (ウ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、会員同意を得ることが困難であるとき
  - (エ) その他法令に定める場合
- 4 会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報又は第三者提供記録を開示するよう求めることができます。個人情報の開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。また、個人情報保護法上の手続違反があった場合、本会において会員の個人情報を利用する必要がなくなった場合、個人情報の漏えいが生じた場合その他会員の権利又は正当な利益が害される場合には、利用停止、消去又は第三者提供の停止を求めることができます。
- 5 各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申し出や個人情報の開示・訂正・削除、利用停止、消去、第三者提供停止等の会員の個人情報に関するお問合せは、下記の当社〇〇部までお願いします。

〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 1-1-1  
TEL 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【解説】

会員から収集する個人情報は具体的に記載することが必要となる。

なお、モデル約款は、会員の同意を得て、グループ会社に対して会員の個人情報を提供（個人情報保護法上の第三者提供）することを想定した規定であるが、事業者によっては、グループ会社による利用を共同利用と整理することも考えられる。その場合は、個人情報保護法上の共同利用の要件を満たす必要がある。

また、個人情報取扱事業者は、保有個人データの安全管理措置について、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答するなど、本人が知ろうとすれば知ることができる状態に置く必要がある（個人情報保護法32条）。これらの安全管理措置は事業者によって異なるため、モデル約款には追加していないが、プライバシーポリシーの公表やお問い合わせ窓口での対応等、事業者の実情に合わせて対応が必要となる。

【第15条】

第15条 反社会的勢力の排除

1 会員は、会員が現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものといたします。

(ア) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(イ) 暴力団準構成員

(ウ) 暴力団関係企業の役職員

(エ) 総会屋、会社ゴロ等

(オ) 社会運動・政治活動等標ぼうゴロ

(カ) 特殊知能暴力集団等

(キ) 前各号の共生者

(ク) 日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

(ケ) その他前各号に準じる者

2 会員は、自ら又は第三者を利用して本会又は本会の提携先（以下、「本会等等」と表記）に対し、次の各号のいずれかに該当する行為を行っていないことを表明し、かつ将来にわたっても行わないことを確約するものといたします。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて本会等の信用を毀損し、又は本会等の業務を妨害する行為

(オ)その他前各号に準ずる行為

- 3 本会は、会員が第1項又は前項に違反していると疑われる場合には、会員証又はお買物券<お買い物カード>の利用を一時停止できるものとします。また、本会は、会員に対し当該事項に関する報告を求めることができるものとし、当該事項が事実であると判明した場合又は合理的期間内に報告書の提出がない場合は、この契約を解約し、又は会員資格を取り消すことができるものとします。
- 4 本会は、前項の規定に基づく利用停止、契約の解約又は会員資格の取消しに起因して会員に生じたいかなる損害についても、一切その責任を負わないものとします。また、会員が第1項又は第2項に違反したことにより本会に損害が生じたときは、本会は、会員に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

**【解説】**

会員が反社会的勢力に該当した場合の解約は11条1項(エ)に規定しているが、このモデル約款では、より詳細に反社会的勢力対応のポリシーについて規定している。

**【第16条】**

**第16条 営業地域**

本会の営業地域は次のとおりとします。

〇〇、〇〇及び〇〇

**【解説】**

営業保証金を供託し届け出のある営業所又は代理店の所在する地域、商品の引換えを行う地域等を記載する必要がある。

(記載例)

①・・・県を除く全国、②〇〇県、××県及び△△県、首都圏、近畿圏、中京圏

**【第17条】**

**第17条 友の会に関するご相談窓口**

本会に関するお問合せ、苦情等はお入会された友の会窓口又は友の会会社事務所に承ります。

株式会社〇〇〇友の会事務所

〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 1-1-1

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

許可番号、経済産業大臣許可、友第〇〇〇〇号  
この契約約款<会則>は、〇年〇月〇日から適用します。

以上